

別表第4（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
<p>1 出入口</p>	<p>出入口のうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 前面が透明な戸を設ける場合は、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。</p> <p>(3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。</p>
<p>2 通路</p>	<p>通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、5の項に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(3) 傾斜路と接する部分の通路等の幅は、1.5メートル以上とすること。</p> <p>(4) 突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>(6) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する通路の部分が次のいずれかに該当するもの</p>

	<p>である場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（その踊場を含む。）	<p>傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、傾斜路の通じる場所を点字で表示すること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 両側に、側壁又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(5) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が2の項(6)アからウまでのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設けるものである場合は、この限りでない。</p>
4 エスカレーター	<p>エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p>
5 階段（その踊場を含む。）	<p>階段は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。</p> <p>(2) 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを2センチメートル以下と</p>

	<p>すること。</p> <p>(6) 両側に、側壁又は2センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(7) 照明設備を設けること。</p> <p>(8) 高さが3メートルを超えるものにあつては、高さが3メートル以内ごとに踏幅1.2メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(9) 階段幅が4メートルを超えるものについては、(1)のほか中間にも手すりを連続して設けること。ただし、踊場については、この限りでない。</p> <p>(10) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が2の項(6)ウに定めるもの又は段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>6 視覚障害者誘導用ブロック等</p>	<p>(1) 通路その他これらに類するもの（以下「通路等」という。）であつて公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（公共交通事業者が旅客の運送事業の用に供する車両及び自動車をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。</p>

	<p>(2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と 8 の項(1)に規定する移動等円滑化された経路を構成する 8 の項(7)コに規定する乗降ロビーに設ける操作盤、15の項(4)に規定する設備（音によるものを除く。）、便所の出入口、乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書に規定する通路等については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とすること。</p>
<p>7 便所</p>	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 便所の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウの規定により設けられる小便器のうち1以上には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 便所を設ける場合は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 8の項(1)に規定する移動等円滑化された経路と便所との間の経路に</p>

おける通路のうち1以上は、8の項(5)に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。

ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

エ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上であること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする
こと。

オ 車椅子使用者の円滑な利用のために、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間を確保すること。

カ 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) (2)の便房が設けられた便所の出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房があることを、(2)の便房の出入口には車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房であることを表示する標識を設けること。

(5) (2)の便房が設けられた便所以外に便所を設ける場合は、準車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。

(6) 車椅子使用者用便房又は準車椅子使用者用便房を設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。

ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。

イ 手洗器具は、容易に操作することができるものとする。

ウ もたれかかったときに耐えうる強固なものとし、又は両側に手すりを適切に配置すること。

(7) 便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

	<p>ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。</p> <p>イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けるよう努めること。</p>
<p>8 移動等円滑化された経路</p>	<p>(1) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えること。</p> <p>(3) 公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(6)に掲げる基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（(7)に掲げる基準に適合するものに限る。）を利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができるものとする。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とすること。</p> <p>(4) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段</p>

を設けないこと。

エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ア 幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(4) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。

ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

エ 構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

オ 照明設備を設けること。

(6) 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ア 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1以下であること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1以下とすること。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が1.5メートル以上の踊場を設けること。

(7) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものであること。

ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 籠の内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35

メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。

エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

オ 籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）を設けること。

カ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。

キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

ケ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

コ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字を設けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造のものとすること。

サ 乗降ロビーの幅は1.5メートル以上とし、奥行きは1.5メートル以上とすること。

シ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は

当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

ス 籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

セ 地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努めること。

(8) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(9) 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、4の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

イ 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。

エ 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。

オ くし板の端部と踏段の色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

キ 幅は、80センチメートル以上とすること。

ク 踏段の表面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

	<p>(10) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(11) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（(12)において「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)から(9)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(12) 主たる乗継ぎ経路と(11)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(13) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しない場合は、この限りでない。</p>
<p>9 改札口</p>	<p>(1) 移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 通行の際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 改札口に自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその付近に、当該自動改札口への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>
<p>10 乗降場</p>	<p>(1) 鉄道駅（鉄道事業法による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。）のプラットフォームは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ず間隔が大きいときは、利用者に対して警告するための設備を設けること。</p>

イ プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。

ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面とのすき間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 排水のための横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。

カ 発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。

キ カに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

ク プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

ケ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

コ 照明設備を設けること。

(2) (1)エ及びケの規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しないものとする。

(3) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに

	<p>通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットフォーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>
<p>1.1 乗車券等 販売所等</p>	<p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路を構成する通路のうち1以上は、8の項(5)に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前を出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>

	<p>(3) (1)及び(2)の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用するものとする。</p> <p>(4) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字等により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>
1 2 券売機	<p>券売機を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した次に掲げる構造のものを1以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 金銭入口、ボタン等の高さを車椅子使用者の円滑な利用に配慮したものとする。</p> <p>(2) 視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ボタンのある券売機においては、運賃等の主要なボタンに点字で表示をすること。</p> <p>イ ボタンのない券売機においては、音声案内を設けること。</p> <p>ウ 券売機の横には、点字の運賃表を設けること。</p>
1 3 休憩設備	<p>(1) 休憩設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。</p>
1 4 育児用施設	<p>(1) 育児用施設を設けるよう努めること。</p> <p>(2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をするよう努めること。</p>
1 5 標識	<p>(1) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(3)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p>

- (2) (1)の標識は、日本産業規格Z 8 2 1 0に適合するものとし、かつ、次に掲げる基準に適合するよう設けること。
- ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。
- イ 当該標識に表示すべき内容を高齢者、障害者等が容易に識別できるものとする。
- (3) 公共用通路に直接通じる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（8の項(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、8の項(3)前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この号において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (4) 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (5) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字で情報を表示することにより聴覚障害者を案内する設備を設けるよう努めること。
- (6) 消防法第17条第1項の規定により設置が必要とされる誘導灯について、屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入口に設ける場合は、点滅機能及び音声誘導機能により避難に配慮したものとする。
- (7) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

